

横浜市建築局 建築設計委託業務特記仕様書

(※の項目については■の項目のみを適用します。)

- | | |
|---------------|--|
| 1 委託業務名 | 根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託 |
| 2 施設概要 | |
| (1) 施設名称 | 根岸森林公園トイレ |
| (2) 敷地場所 | 横浜市 中 区 根岸台 |
| (3) 施設用途 | 主要用途 公衆便所
付属棟用途 |
| 3 委託業務の内容 | 本委託業務の内容は、次のとおりとします。 |
| (1) 業務の範囲※ | ■ 基本設計 ■ 実施設計 (その他)
詳細は別紙1によります。 |
| (2) 設計と条件 | 別紙1によります。 |
| (3) 適用基準等 | 別紙2によります。 |
| (4) 貸与品等 | 別紙2によります。 |
| (5) 関連工事 | 設計に調整を要する別途工事 はありません。
ある場合の工事名称 |
| 4 成果物 | |
| (1) 仕様・部数等 | 別紙3によります。 |
| (2) 提出期限 | 別紙3によります。 |
| (3) 提出場所※ | 建築局公共建築部の次の各課に提出してください。
■ 施設整備課 ■ 電気設備課 ■ 機械設備課 |
| 5 工程表の提出 | 建築設計委託業務共通仕様書（以下「共仕」という。）第3の1に規定する工程表の提出は不要としますが、共仕第3の4（2）に規定する業務計画書に記載すべき詳細工程は、管理技術者選定後速やかに監督員と協議のうえ作成し、同条項に規定する他の必要事項とともに業務計画書として提出してください。 |
| 6 PUBDISへの登録 | 共仕第3の3（4）における公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録は不要とします。 |
| 7 管理技術者等の資格要件 | 共仕第3の9（2）に規定する管理技術者の資格要件及び共仕第1の2（6）に規定する担当技術者の要件は、本委託業務の遂行に必要十分な能力を有すること。 |
| 8 工種間の調整 | 管理技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当技術者間の調整を十分に行い、各工事の設計図書の整合を図り、また各工事の工事区分を明確にすることで施工時に問題等を生じないよう細心の注意をしてください。 |
| 9 業務完了後の協議 | 委託業務完了後においても、成果物における疑義不明箇所、色彩計画その他設計上の疑問について、委託者はその都度受託者に協議を求めることができます。 |
| 10 重要事項説明 | ■ 重要事項説明を必要とする。 |
| 11 電子納品 | ■ 電子納品対象業務とする。 |

根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託

特記仕様書 別紙1

設計と条件及び業務の内容等

1 設計意図

根岸森林公園は、日本初の洋式競馬が行われた場所で、東洋一の規模を誇っていた競馬場がありました。戦後米軍に接収された時期もありましたが、接収解除後に、なだらかな地形を生かし、多くの樹木が植わった森林公園として開園しました。大きな芝生広場が魅力で、休日などは、多くの人がつろいでおり、特に桜の時期などはとても賑わいます。この芝生広場に面した位置に、誰もが利用しやすく、周辺環境と調和したトイレを建築することで、利用者の利便性を高めると共に、より魅力ある公園とすることを目指します。

2 設計概要

□の項目については、■又は☑のみを適用します。

(1) 工事名称 根岸森林公園トイレ新築工事

(2) 工事内容 ■ 新築 □ 増築 □ 改修 □ 耐震改修 □ 解体 □ 他()

(3) 工事規模(想定) 敷地面積 184,059 m²延床面積:50m²以下

構造:木造、又は一部木造

階数:1階建て

構成:男子トイレ(大1、小3、手洗い)、女子トイレ(大3、手洗い)、バリアフリートイレ(オストメイト機能を有する)、掃除用具入れ

(4) 設計条件

■ 「公共建築物の設計方針について(通知)」における設計仕様の区分 □ A ■ B □ C

■ 「公共建築物構造設計の用途係数基準」における用途係数 □ 1.5 □ 1.25 ■ 1.0

■ 法規制等の概要及び敷地・既存施設等の調査の概要 別紙1-1

■ 電気設備・昇降機設備の設計と条件 別紙1-2

■ 衛生設備・空調設備の設計と条件 別紙1-3

□

□ 構造耐震指標(Is)及び保有水平耐力に係わる指標(q)を算出し、構造耐震補強目標指標(iIso)を上回ることを確認

□ 保有水平耐力に係わる指標(q)については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき耐震性能の有無について確認

□ 補強各部分の構造計算を行うことにより、安全性を確認

3 業務の内容

□の項目については、■又は☑のみを適用します。

(1) 一般業務

■ 基本設計

設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ、基本設計方針の策定
基本設計図書の作成、基本設計内容の説明等、概算工事費の検討(内訳明細書、数量調書を除く)
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

■ 実施設計

設計条件等の確認、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ、実施設計方針の策定
実施設計図書の作成(計画通知図書含む)、実施設計内容の説明等、概算工事費の検討(内訳明細書、数量調書を除く)
実施設計方針の策定(意匠・構造・設備を総合的に検討し、実施設計のための基本事項を確定する)

(2) 追加業務

■ 積算業務(営繕積算システムRIBCによる積算、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成)

■ 透視図 (大きさ: 方向: 額の有無:)

□ 模型 (縮尺: 1/ ケースの有無)

■ 設計等打合せ議事録の作成

■ 関係官庁・関係機関との打合せ記録の作成

□ 既存施設調査(改修工事の場合)

□ 面積計算図、面積表 (文部科学省基準による)

□

■ 計画通知申請関連業務

■ 消防法及び火災予防条例にもとづく申請手続き

■ 福祉のまちづくり条例にもとづく申請手続き

■ 緑の環境をつくり育てる条例にもとづく申請手続き

□ 都市緑地法にもとづく緑化地域制度の申請手続き

■ 許認可申請業務 (建築基準法 □ 43条 □ 55条 □ 56条の2 □ □)

(建築基準条例 □ 4条の2 □ 5条 □ □ □)

(□ 高度地区適用除外) (■ 風致地区条例) (□ □)

(都市計画法 □ 53条 □ □ □ □)

□

□ 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例にもとづく手続

□ 横浜市開発事業の調整等に関する条例にもとづく調整及び手続き

□ 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例にもとづく調整及び手続き

□ 省エネルギー法にもとづく届出書類の作成(省エネルギー関係計算書の作成)及び申請手続き

□ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務(自己評価書の作成等)

□ 耐震改修促進法にもとづく認定申請業務

□ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書の作成

□ 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会用の資料作成またはYSK耐震診断評定委員会への上程

□ 横浜市技術審査会資料作成

□ 防災計画評定又は防災性能評定の資料の作成及び申請手続き

□ リサイクル計画書の作成

□ 災害応急対策活動に必要な施設、その他特別な性能・機能・設備等がある本市施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)

□ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上の認定に係る業務

□ 施設の計画から建築・運営・廃棄に至るまでの、ライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務

□ 土壌汚染対策法・建設発生土臨海部処分手続用書類作成

法規制等概要及び調査項目

□ 関連資料等		□の項目については、■又は☑のみを適用します。								
<input type="checkbox"/> 基本(構想・計画)報告書 <input type="checkbox"/> 基本設計書 <input type="checkbox"/> 地質調査報告書 <input type="checkbox"/> 測量図 <input type="checkbox"/> 既存部の設計(又は竣工)図面 <input type="checkbox"/> 耐震診断報告書 <input type="checkbox"/> 劣化診断報告書 <input type="checkbox"/> (その他既存部に係る調査・診断報告書) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
■ 法規制等概要		□の項目については、■又は☑のみを適用します。								
敷地所有	市有地	備考()								
測量調査	無し	備考()								
地質調査	無し	備考(実施設計の中で必要に応じて実施します。実施する場合は設計変更で対応予定です)								
用途地域等	市街化区域	・	第1種低層住居専用地域	建ぺい率	40 %	<input type="checkbox"/> 角地緩和(+10%)				
高度地区	最高限	1 種	防火指定	無指定	容積率	80 % <input type="checkbox"/> 前面道路幅による制限				
日影規制	対象規模	軒高7m超又は地上3階以上		測定面高	1.5m	規制時間 3時間/2時間				
その他の地域地区	■ 風致地区(第 3 種)		<input type="checkbox"/> 宅地造成等規制区域	<input type="checkbox"/> 街づくり協議地区(地区名)						
	<input type="checkbox"/> 高度利用地区	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区		<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域						
	<input type="checkbox"/> 臨港地区	<input type="checkbox"/> 近郊緑地特別保全地区		<input type="checkbox"/> 地区計画(地区名)						
	<input type="checkbox"/> 建築協定(地区名)			<input type="checkbox"/> 特定街区						
	<input type="checkbox"/> 土地区画整理地区	■ 緑化地域		<input type="checkbox"/> 特別用途地区(地区名)						
	<input type="checkbox"/> 土地区画整理促進区域	<input type="checkbox"/> 緑地保全地区		<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財保存地区						
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						
前面道路	幅員	東	10.00 m	西	m	南	m	北	m	m
	建築基準法の区分	42条1項								
	所管区分	公道								
	備考									
その他										
■ 調査項目		□の項目については、☑は調査が必要な項目、■は特に注意すべき項目とします。								
(調査項目)	(調査内容)	(記 事)								
■ 敷地状況	<input checked="" type="checkbox"/> (1)計画図と現況との照合 <input checked="" type="checkbox"/> (2)道路と敷地との関係 <input type="checkbox"/> (3)隣地・隣家との関係 <input checked="" type="checkbox"/> (4)切・盛土の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 必要により測量を行う <input checked="" type="checkbox"/> 道路の性格 <input checked="" type="checkbox"/> 用途地域の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 高さ制限のチェック <input checked="" type="checkbox"/> 日影規制のチェック								
■ 搬入路	<input checked="" type="checkbox"/> (1)道路幅員 <input checked="" type="checkbox"/> (2)障害物 <input checked="" type="checkbox"/> (3)道路交通規制 <input checked="" type="checkbox"/> (4)舗装状況・程度	<input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 大型車等交通規制の確認								
■ 敷地内障害物	<input checked="" type="checkbox"/> (1)樹木等の移植・伐採の要否 <input checked="" type="checkbox"/> (2)遊具、倉庫等付帯施設 <input type="checkbox"/> (3)プレハブ校舎 <input checked="" type="checkbox"/> (4)埋設物、その他	<input type="checkbox"/> 原則移植は教育委員会 <input checked="" type="checkbox"/> 移設は本工事に含む <input type="checkbox"/> 原則別途予算で施工 <input checked="" type="checkbox"/> 地下ケーブル・給配水管 <input type="checkbox"/> 既存建物基礎等 <input type="checkbox"/> 屋外付帯施設 <input type="checkbox"/> 外構施設								
□ 解体施設	<input type="checkbox"/> (1)構造、規模等 <input type="checkbox"/> (2)設備関係	<input type="checkbox"/> 斜線制限・防火区画・日影規制等 <input type="checkbox"/> 構造、意匠 <input type="checkbox"/> 窓、庇の位置、形状等 <input type="checkbox"/> 防水仕様・劣化程度・堅樋位置等 <input type="checkbox"/> 廊下の内装、高さ等								
■ 接続する既存施設	<input type="checkbox"/> (1)法規チェック <input type="checkbox"/> (2)接続位置 <input type="checkbox"/> (3)外部仕上げ <input type="checkbox"/> (4)内部仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> (5)公共下水道、屋外排水設備の状況 <input checked="" type="checkbox"/> (6)水道、ガス、電気、通信設備の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 位置、管径、管種等 <input checked="" type="checkbox"/> 位置、管径、管種等								

設計与条件(電気設備工事・昇降機設備工事)

■又は☑を適用します。

電力引き込み						
	<input type="checkbox"/> 高圧	<input checked="" type="checkbox"/> 低圧				
	<input checked="" type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討	
その他	<input type="checkbox"/> ()					
幹線設備						
強電	<input checked="" type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 切回し	<input type="checkbox"/> 引替え	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討	
弱電	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 切回し	<input type="checkbox"/> 引替え	<input type="checkbox"/> 調査・検討	
その他	<input type="checkbox"/> ()					
強電設備						
	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討	
その他	<input type="checkbox"/> ()					
弱電設備						
放送	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 調査・検討	
電話	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 調査・検討(引き込み含む)	
テレビ	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 調査・検討(CATV引き込み含む)	
防災	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 調査・検討	
防犯	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討	
その他	<input type="checkbox"/> ()					
昇降機設備						
	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 調査・検討			
方式	<input type="checkbox"/> 油圧	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> マシンルームレス			
型式	<input type="checkbox"/> 乗用	<input type="checkbox"/> 寝台	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 人貨	<input type="checkbox"/> 小荷物	<input type="checkbox"/> トランク付
定員	人乗					
速度	m/min					
停止階	停止					
仕様	<input type="checkbox"/> メーカー標準仕様による <input type="checkbox"/> その他()					
その他の設備						
	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> ()					
撤去						
工事範囲	<input type="checkbox"/> 一式					
その他	<input type="checkbox"/> ()					
特記事項						
注意事項						
<p>1. 関係諸官庁、東京電力、消防署、CATV会社、警備会社等の打合せは綿密に行い、本市電気担当者との打合せ事項を含め書面で提出すること。</p> <p>2. 建築、設備設計との調整を密にし、各工種との終了時期を合わせること。</p>						

設計と条件(機械設備工事)

■又は☑を適用します。

空気調和設備工事					
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
換気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討
排煙設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
自動制御設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
衛生設備工事					
給水設備	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討
給湯設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
排水設備	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内・屋外全般		<input type="checkbox"/> 屋内及び屋外第1枡への接続まで(以降は建築)		
消火設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
ガス設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
機械式駐車設備工事					
機械式駐車設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 既設	<input type="checkbox"/> 調査・検討
その他の設備工事					
	<input type="checkbox"/> ()				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
特記事項					

適用基準・貸与品等

●=適用、△=参考

国・官庁営繕部=国土交通省大臣官房官庁営繕部
市・公共建築部=横浜市建築局公共建築部

分類	指針・基準等または刊行物の名称	作成または監修	ホームページ	刊行物 ◎は解説付	貸与
設計方針等	● 公共建築物の設計方針について(通知)	市・公共建築部			○
	● 公共建築物構造設計の用途係数基準	市・公共建築部			○
	● 横浜市建築構造設計指針	市建築局建築指導課	○	◎	
	● 建築構造設計基準及び同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 建築鉄骨設計基準及び同解説	国・官庁営繕部		◎	
	● 建築設備計画基準	国・官庁営繕部	○	○	
	● 建築設備設計基準	国・官庁営繕部	○	○	
耐震改修指針等	・ 横浜市公共建築物総合耐震性能判定指標	市・公共建築部			○
	・ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	・ 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	・ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
仕様書等	● 敷地調査共通仕様書	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	● 【建築、電気設備、機械設備】工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	△ 公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	△ 建築改修工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事特則仕様書	市・公共建築部	○		
	● 横浜市建築工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	△ 横浜市建築改修工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	● 電気設備工事施工マニュアル	市・公共建築部			(社)横浜市電設協会で頒布
	● 機械設備工事施工マニュアル	市・公共建築部			(社)県空調衛生工業会で頒布
	● 木造建築工事標準仕様書	国・官庁営繕部	○	○	
・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説	国・官庁営繕部	○	◎		
積算関係基準	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事積算要領	市・公共建築部	○		
	● 横浜市建築工事積算マニュアル	市・公共建築部	○		
	● 公共建築工事積算基準の解説[建築、設備各工事編]	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事標準単価積算基準	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築設備数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事内訳書標準書式(建築、設備各工事編)・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事共通費積算基準	国・官庁営繕部	○		
標準図	● 建築工事標準詳細図	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築設備工事標準図(電気、機械各設備工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
電子納品	● 建築設計業務等電子納品要領(案)	国・官庁営繕部	○		
	● 建築CAD図面作成要領(案)	国・官庁営繕部	○		
	● 電子納品運用ガイドライン(案)[建築・建築設備編]	市財政局公共施設・事業調整課	○		
	● 設計業務等の電子納品要領(案)[建築・建築設備編]	市財政局公共施設・事業調整課	○		
	● CAD製図基準(案)[建築・建築設備編]	市財政局公共施設・事業調整課	○		
	● 電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]	市財政局公共施設・事業調整課	○		
施設別指針・参考基準等	・ 横浜市小・中学校施設計画指針	横浜市教育委員会	○		
	・ 横浜市小・中学校施設整備水準	横浜市教育委員会			○
	・ 横浜市小・中学校施設の基本計画・基本設計報告書の作り方	市・公共建築部			○
	・ 横浜市学校建設手引(計画・設計編)	市・公共建築部			○
	・ 横浜市学校建設等構造設計指針	市・公共建築部			○
	・ 横浜市立小・中学校標準図	市・公共建築部			○
	・ 給食室標準図ドライシステム	市・公共建築部			○
	・ 小・中学校トイレ改修工事積算マニュアル	市・公共建築部			○
	・ 学校施設整備指針(小・中等各種)	文科省文教施設企画・防災部	○		
	・ 学校環境衛生基準	文科省初等中等教育局	○		
● 公園緑地設計指針	市・環境創造局	○			

成果物の内容・仕様・部数等

・ **基本構想** ・ **基本計画** ・ **調査・診断等** ■が該当項目

成果図書	提出形態	部数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想報告書 ・ 基本計画報告書 ・ 耐震診断報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A3判見開き二つ折り製本(A4判製本) ・ PDFデータ 	

■ **基本設計** ※成果物は下記のほか、平成31年国土交通省告示第九十八号/別添一/1 設計に関する標準業務/一 基本設計に関する標準業務/ロ 成果図書 による ■が該当項目

成果図書	提出形態	部数
<p>■ 基本設計報告書(建築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内・配置図 ・ 各階平面図 ・ 構造計画概要書 ・ 仕様概要表 ・ 立面図 ・ 基本構造計画案 ・ 仕上表 ・ 断面図 ・ 構造計算書 ・ 面積・求積図表 ・ 主要部詳細図 ・ 工事費概算書 <p>■ 基本設計報告書(電気設備、昇降機設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内図・配置図 ・ 設備計画図 ・ 各種技術資料 ・ 設備計画概要書 ・ 方式比較検討書 ・ 各種打合せ記録 ・ 設備仕様概要表 ・ 工事費概算書 <p>■ 基本設計報告書(空調設備、衛生設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内図・配置図 ・ 設備計画図 ・ 各種技術資料 ・ 設備計画概要書 ・ 方式比較検討書 ・ 各種打合せ記録 ・ 設備仕様概要表 ・ 工事費概算書 <p>・ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計報告書 ・ A3判見開き二つ折り製本(A4判製本)(建築、電気、機械等全工種合冊) 電子データを保存したCD-RまたはDVD <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者が使用したCAD ・ SXF(P21)又はDXF ・ PDF <p>■ 左記の成果図書は実施設計の成果物と一緒に綴じる</p>	1

■ **実施設計** ※電子データの提出方法の詳細は「設計委託での成果図書の電子納品について」による
 ■ **実施設計(図面、特記仕様書等)** ※提出形態、部数、提出時期についての詳細は監督員と協議すること
 ■ **実施設計(図面、特記仕様書等)** ※成果物は下記のほか、平成31年国土交通省告示第九十八号/別添一/1 設計に関する標準業務/二 実施設計に関する標準業務/ロ 成果図書 による ■が該当項目

成果図書	提出形態	まとめ単位	部数	提出時期(予定)
<p>■ 建築総合設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 図面リスト ・ 各階改修平面図 ■ 特記仕様書 ■ 立面図・断面図 ■ 案内図・配置図 ■ 矩計図 ■ 工事概要 ・ 階段詳細図 ■ 工事区分表 ■ 平面詳細図 ■ 面積表・求積図表 ・ 各階床伏図 ■ 仕上表 ■ 各階天井伏図 ■ 各階平面図 ■ 展開図 ・ 各階既存平面図 ■ 各階部分詳細図 ■ 建具キープラン ・ デテールシート ■ 建具表 ■ 外構平面図・詳細図 ・ 家具備品リスト ■ 屋外排水平面図・詳細図 ・ 家具備品図 ■ 屋外排水縦断面図 ・ 調理機器リスト ■ 仮設計画図(参考図) ・ 調理機器備品図 ・ 日影図 ■ サイン計画図 ■ 雑詳細図 <p>■ 建築構造設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構造設計標準仕様書 ・ 鉄骨構造標準図 ■ 耐震補強特記仕様書 ・ 鉄骨架構詳細図 ■ RC造配筋標準図 ■ 各リスト・標準詳細図 ■ RC造架構詳細図 ■ 各種伏図 ■ 軸組図 ■ 各部断面図 ■ 各部詳細図 <p>■ 電気設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 図面リスト ■ 工事区分表 ■ 弱電設備平面図 ・ 既存撤去図 ■ 特記仕様書 ・ 面積表 ■ 工事概要 ■ 系統図 ■ 器具リスト ■ 凡例 ■ 動力設備平面図 ■ 器具姿図 ■ 案内図・配置図 ■ 電灯設備平面図 ■ 詳細図 <p>■ 機械設備設計図(空調・衛生設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 図面リスト ■ 工事区分表 ■ 屋外設備図 ■ 特記仕様書 ・ 面積表 ■ 工事概要 ■ 系統図 ■ 機器表・器具表 ■ 凡例 ■ 空調設備平面図 ・ 既存撤去図 ■ 案内図・配置図 ■ 衛生設備平面図 <p>・ 昇降機設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内図・配置図 ・ 特記仕様書 ・ 立面図 ・ 詳細図 ・ 工事区分表 ・ 各階平面図 ・ 断面図 	<ul style="list-style-type: none"> 原図 図面ケース入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、厚手A1判トレーシングペーパー ・ 背表紙文字付、図面仕様は別紙3-2による 【建築局図面決裁用】 (原図以外で図面決裁を受ける場合) 丸め サイズは各監督員の指示による 【発注局決裁用】 紐綴じ A1判左綴じA4折り ただし下水施設はB5折り A3判(50%縮小)で可の場合もあり 【総務局用】 ・ A3判左綴じA4折り (案内・配置・工事概要のみ) 【契約書用】 ・ 紐綴じ A3判左綴じA4折り 製本 A3判(50%縮小)二つ折りA4判 表紙・背表紙文字入れは監督員の指示による 製本(A3判以外に必要な場合) ・ サイズ、まとめ単位、表紙・背表紙文字入れは各監督員の指示による 電子データ CD-RまたはDVD 	全工 事合 冊	4	別途指示
		全工 事合 冊	2	別途指示

■ 実施設計(設計書、計算書、業務記録その他)

■が該当項目

成果図書	提出形態	まとめ 範囲	部 数	提出時期 (予定)
■ 積算関係				
■ 営繕積算システム(RIBC)により作成された内訳書	電子データ	工種別	1	別途指示
■ 数量調書	A4判ファイル綴じ又は製本	工種別	1	別途指示
■ 積算根拠資料(建築工事積算マニュアルによる各種算定シート、その他積算の根拠となる資料)				
■ 見積関係資料(見積比較表、見積書、参考刊行物・カタログ・パンフレットの写し等)				
■ 計算書、業務記録その他				
・ 既存施設調査報告書	A4判ファイル綴じ又は製本			
・ 既存設備調査報告書	A4判ファイル綴じ又は製本			
構造計算書 ■ 原則、A4判縦長用紙に横書きとし、通しページ番号をふる。 ただし、電算出力帳票等はこの限りにあらず。	A4判ファイル綴じ又は製本 電子データ 受託者が使用したソフト及びPDF		1	履行期限
・ 設備設計計算書	A4判ファイル綴じ又は製本			
・ 横浜市技術審査会議への提出資料	A4判ファイル綴じ又は製本			
・ 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会等の第三者評価機関への提出資料	A4判ファイル綴じ又は製本			
■ 透視図(仕様:)	A4判ファイル綴じ又は製本 電子データ 受託者が使用したソフト及びPDF		1	別途指示
・ 模型(仕様:)				
■ 設計打合せ議事録(「打合せ簿」及び独自に作成した議事録等)	A4判ファイル綴じ又は製本		1	履行期限
■ 関係官公庁、関係機関との協議記録	A4判ファイル綴じ又は製本		1	履行期限
■ 設計説明資料	A4判(書式は別途指示)		1	履行期限

■ 関係法令認可書、許可書等

■が該当項目

成果図書	提出形態	部 数	提出時期 (予定)
■ 関係法令チェック表	原本	1	履行期限
■ 建築基準法にもとづく計画通知	正本、正本の控え、電子データ	1	履行期限
■ 建築基準法・都市計画法等にもとづく各種許可	正本、副本、電子データ	1	履行期限
■ 消防法及び火災予防条例にもとづく申請	正本、副本、電子データ	1	履行期限
■ 福祉のまちづくり条例にもとづく申請	正本、副本、電子データ	1	履行期限
■ 緑の環境をつくり育てる条例及び緑化地域制度にもとづく申請	正本、副本、電子データ	1	履行期限
省エネルギー法にもとづく届出関係書類			
CASBEEにもとづく自己評価書			
中高層建築物等住環境保全条例にもとづく事前手続			
開発事業調整条例にもとづく届出、協議、申請			
宅地造成等規制法にもとづく許可			
再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書			

■ その他、施設別に必要となる成果図書

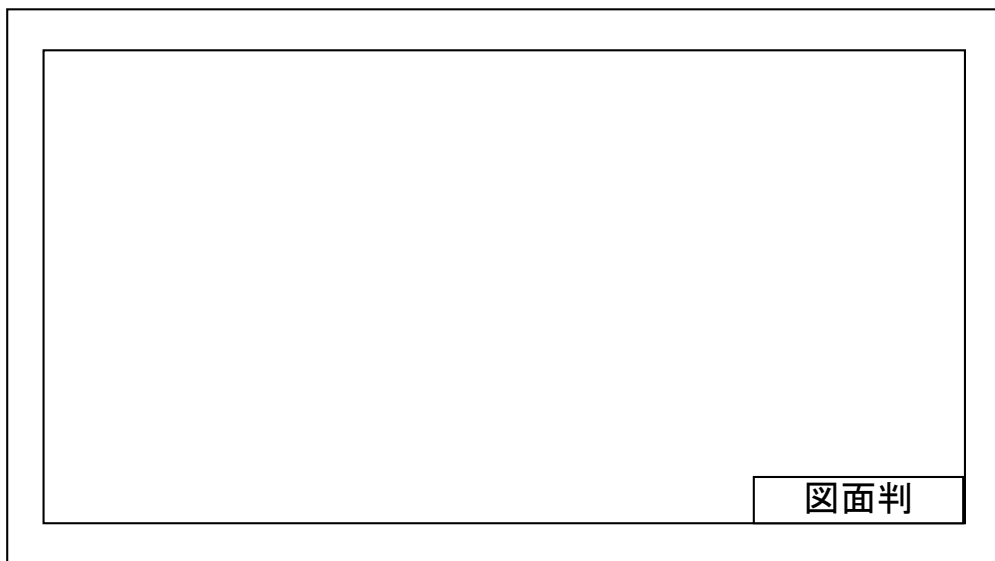
■が該当項目

成果図書	提出形態	部 数	提出時期 (予定)
■ 委託成果品のチェック			
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(建築)	書式は別途指示	1	履行期限
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(電気設備)	書式は別途指示	1	履行期限
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(機械設備)	書式は別途指示	1	履行期限
・ 庁舎施設()			
・ 住宅施設()			
・ 教育施設(学校)			
・ その他()			

根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託

成果図面(設計原図)の仕様

- 1 用紙 原則として厚手のA 1判トレーシングペーパーとする。
- 2 寸法・単位 寸法はメートル法とし、単位はmmとする。
- 3 縮尺 設計内容を十分表現できる縮尺とし、特別の場合を除き基本的に次の中から選択する。
1/500、1/200、1/100、1/50、1/20、1/10、1/5
- 4 仕様書 工事に関する特記仕様書は、設計図に含む。
- 5 図面判その他 図面判の位置、書式は下図による。



図面判

145														
横浜市建築局										工事名				10
年月日			縮尺			図面名称							8	
設 計 者						建築番号		棟番号	完 成 年	種 別	図 面 種 別	図面枚数	図面番号	6
														8
64						81								30

建築設計委託業務共通仕様書

平成21年2月制定
平成22年4月改定
平成23年5月改定
平成25年10月改定
令和元年5月改定

横浜市建築局

目 次

第 1 総則

- 1 適用
- 2 用語の定義

第 2 設計業務の範囲

第 3 業務の実施

- 1 業務の着手
- 2 適用基準等
- 3 提出書類
- 4 業務計画書
- 5 守秘義務及び個人情報の保護
- 6 再委託
- 7 特許権及び著作権等の使用
- 8 監督員
- 9 管理技術者
- 10 貸与品等
- 11 関連する法令、条例等の遵守
- 12 関係官公庁への手続き等
- 13 打合せ及び記録と報告
- 14 条件変更等
- 15 一時中止
- 16 履行期間の変更
- 17 設計業務の成果物
- 18 検査
- 19 修補
- 20 引き渡し前における成果物の使用
- 21 安全等の確保

第1 総則

1 適用

- (1) 建築設計委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務（以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- (2) 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の中に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次のアからオの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 図面及び設計書
 - エ 特記仕様書
 - オ 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市長又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、設計図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議を行う者で、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条の規定に基づく総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。
- (4) 「検査員」とは、設計業務の履行の完了又は履行部分を確認するにあたって、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第4条の規定に基づき、検査を行う者で、検査主幹及び技術検査員を総称していう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に当たり、業務の技術上の管理を行う者で、設計・測量等委託契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、契約約款第10条第3項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書、契約約款及び設計図書をいう。
- (8) 「設計図書」とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (10) 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (11) 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

- (12) 「設計書」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、設計図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答した書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督員又は検査員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、委託者又は受託者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (18) 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「報告」とは、受託者が委託者又は監督員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について、書面をもって通知することをいう。
- (20) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21) 「承諾」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、委託者又は監督員が書面により同意することをいう。
- (22) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (23) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (24) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (25) 「提出」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、設計業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記した物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (27) 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
- (28) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者、担当技術者及び協力者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (29) 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

- (30) 「協力者」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約書を提出する際に、契約約款第2条に基づき内訳書を作成し提出すると共に、工程表を契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に提出しなければならない。また、契約約款第3条に基づき、契約履行着手届出書を契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に委託者に提出のうえ、業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

なお、工程表の提出は、特記仕様書に提出が定められている場合とする。

2 適用基準等

- (1) 受託者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
- (2) 受託者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後に下記の書類を監督員を経由し、委託者に提出しなければならない。ただし、監督員任命通知書受理以前は、委託者に提出するものとする。

ア 内訳書（契約書提出時）

イ 工程表（契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）、特記仕様書に提出の定めのある場合）

ウ 契約履行着手届出書（契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））

- エ 管理技術者選定通知書（契約締結後 5 日以内（横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。））
 - オ 担当技術者選定通知書（管理技術者選定通知後速やかに）
 - カ 事前協議チェックリスト（建築営繕業務用）（管理技術者選定通知後速やかに）
 - キ 再委託承諾願書（管理技術者選定通知後速やかに）
 - ク 業務計画書（管理技術者選定通知後速やかに）
- (2) 委託者及び受託者は、この契約で行う指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び協議（以下「指示等」という。）は、書面で行わなければならない。
- なお、やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は 7 日以内に書面により交付するものとする。その書式は、建築設計等委託業務打合せ簿（以下「打合せ簿」という。）により行うことを原則とする。
- (3) 受託者が委託者に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
- (4) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後 10 日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

4 業務計画書

- (1) 受託者は、業務着手後すみやかに業務計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 業務計画書には、設計図書に基づく業務実施方針、担当技術者及び協力者の編成表、詳細工程、品質管理計画その他必要な事項を記載するものとする。
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出し承諾を得なければならない。
- (4) 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務を行なう場合は、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 再委託

- (1) 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約約款第 6 条の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受託者は、複写、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する

場合は、委託者の承諾を必要としない。

- (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託承諾願書を提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書類により行うこととする。なお、協力者が横浜市の「一般競争入札有資格者」である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受託者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受託者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

7 特許権及び著作権等の使用

- (1) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。
- (2) 受託者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (3) 特許権等の発明等については、契約約款第8条の定めによる。
- (4) 成果物の著作権の取扱いは、契約約款第5条の定めほか下記のとおりとする。
 - ア 受託者（再委託等により本件成果物の一部に著作権を有するものを含む。以下同じ）は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為を許諾するものとする。この場合において受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項の権利を行使してはならない。
 - (ア) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (イ) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者が別に委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (ウ) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (エ) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - イ 受託者は、本件の成果物若しくは本件建築物の内容を公表し又は本件建築物に受託者の実名又は変名を表示してはならない。

ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 監督員

- (1) 委託者は、監督員を定めたときはその氏名を受託者に書面により通知する。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督員の権限は、契約約款第9条第2項に定める事項とする。
- (4) 監督員がその職務を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

9 管理技術者

- (1) 受託者は、契約約款第10条第1項の規定に基づき管理技術者を定め、その氏名その他必要事項を委託者に通知しなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記による。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

10 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- (2) 受託者は、資料等を委託者から貸与される場合は、借用書を提出する。
- (3) 受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。
- (4) 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受託者は、貸与品等については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

11 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

12 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、委託者が行う関係官公庁等への手続きに協力しなければならない。

- (2) 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

13 打合せ及び記録と報告

- (1) 受託者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、委託者と書面により協議しなければならない。この場合、委託者は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と綿密に打合せを行い、その結果を打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は、月毎の委託業務の進捗状況を翌月の5日までに、書面により委託者に報告しなければならない。

14 条件変更等

- (1) 受託者は、設計図書に表示が明確でないことや履行条件及び実際の履行場所が一致しないとき、あるいは予期することのできない特別の状態が生じた場合には、委託者にその旨を通知し、確認を求めなければならない。
- (2) 委託者は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。

15 一時中止

委託者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 天災等の受託者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受託者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適當と認めた場合
- (3) 受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

16 履行期間の変更

- (1) 委託者は、特別な理由がある場合には、履行期間の短縮を受託者に対して求めることができる。
- (2) 履行期間の変更については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。この場合において、委託者は、適切な措置を講じるものとする。
- (3) 受託者は、履行期間の変更があった場合は、速やかに修正委託業務工程表を提出しなければならない。

17 設計業務の成果物

- (1) 成果物の書式等については、特記仕様書の定めるところによるものとする。
- (2) 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (4) 成果物を電子納品する場合は、本市の「設計業務等の電子納品要領〔建築・建築設備編〕及び設計図書に基づき、電子媒体納品書【建築営繕・業務編】とともに提出するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、本市の「電子納品運用ガイドライン〔建築・建築設備編〕を参考にするものとする。

※本市電子納品に関する要領等は、財政局公共施設・事業調整課から入手できます。(アドレスは下記)

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

18 検査

- (1) 受託者は、設計業務が全部完了したときは、委託者に契約履行完了届出書を提出し検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、部分払を請求しようとするときは、履行済部分検査申請書を提出し、検査を受けなければならない。
- (3) 受託者は、検査を受ける際は、あらかじめ成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかななければならない。
- (4) 検査員は、監督員及び受託者又はその代理人の立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設計業務成果物の検査
 - イ 設計業務管理状況の検査（設計業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

19 修補

- (1) 受託者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- (2) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

20 引渡し前における成果物の使用

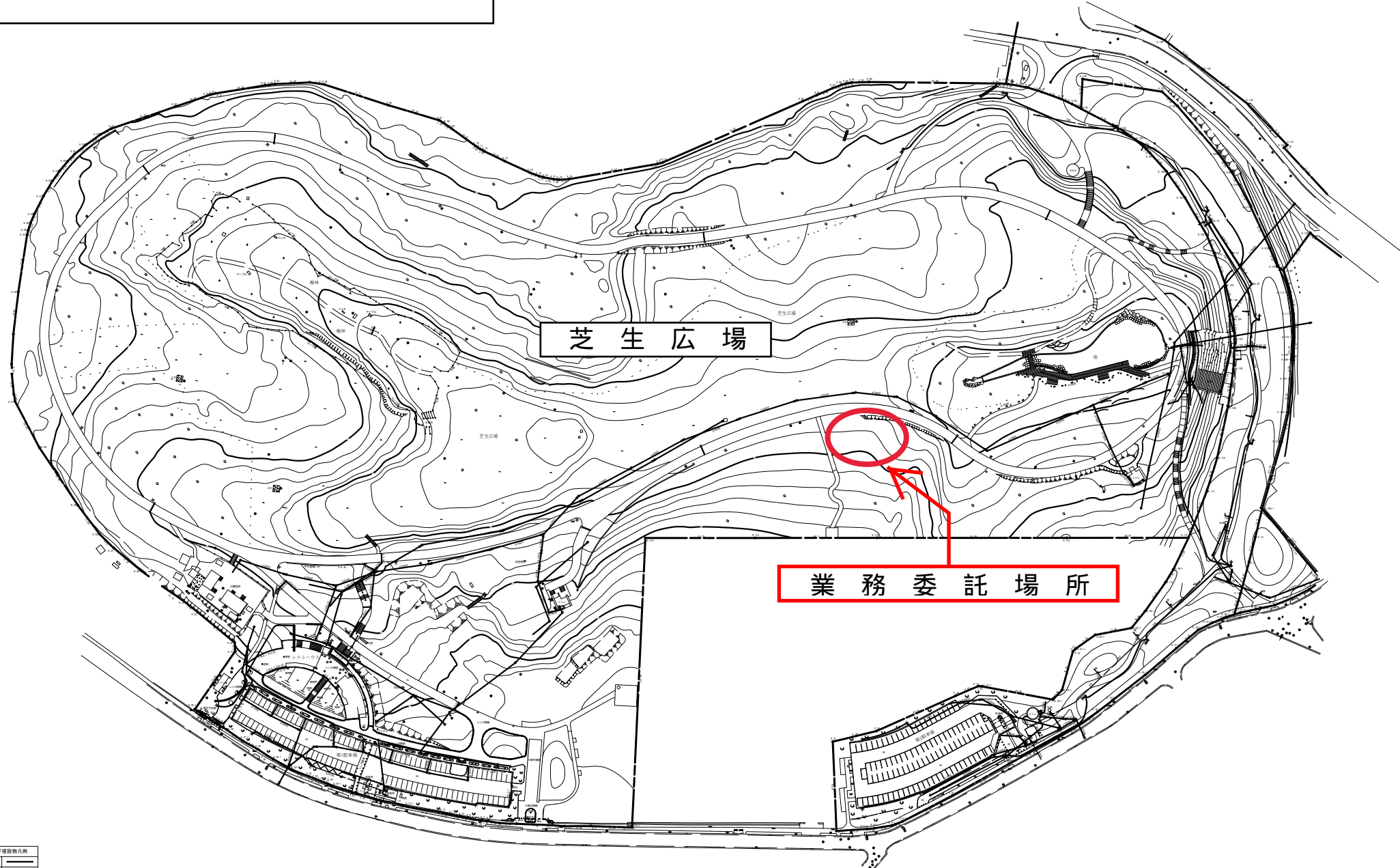
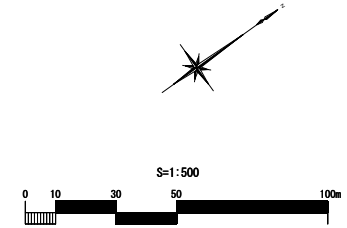
- (1) 委託者は、引渡し前においても成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
- (2) 前項の場合において、受託者は、委託者より承諾願書が提出された場合には、特段の理由がある場合を除き、承諾するものとする。
- (3) 委託者は、引渡し前に成果物を使用する場合には、善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

- (4) 委託者は、引渡し前に成果物を使用し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

21 安全等の確保

- (1) 受託者は、履行場所で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、履行場所で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう設計業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

案内図・配置図



1	1:100	2	1:500	3	1:1000	4	1:2000	5	1:5000	6	1:10000
7	1:20000	8	1:50000	9	1:100000	10	1:200000	11	1:500000	12	1:1000000
13	1:2000000	14	1:5000000	15	1:10000000	16	1:20000000	17	1:50000000	18	1:100000000
19	1:200000000	20	1:500000000	21	1:1000000000	22	1:2000000000	23	1:5000000000	24	1:10000000000
25	1:20000000000	26	1:50000000000	27	1:100000000000	28	1:200000000000	29	1:500000000000	30	1:1000000000000
31	1:2000000000000	32	1:5000000000000	33	1:10000000000000	34	1:20000000000000	35	1:50000000000000	36	1:100000000000000
37	1:200000000000000	38	1:500000000000000	39	1:1000000000000000	40	1:2000000000000000	41	1:5000000000000000	42	1:10000000000000000
43	1:20000000000000000	44	1:50000000000000000	45	1:100000000000000000	46	1:200000000000000000	47	1:500000000000000000	48	1:1000000000000000000
49	1:2000000000000000000	50	1:5000000000000000000	51	1:10000000000000000000	52	1:20000000000000000000	53	1:50000000000000000000	54	1:100000000000000000000
55	1:200000000000000000000	56	1:500000000000000000000	57	1:1000000000000000000000	58	1:2000000000000000000000	59	1:5000000000000000000000	60	1:10000000000000000000000
61	1:20000000000000000000000	62	1:50000000000000000000000	63	1:100000000000000000000000	64	1:200000000000000000000000	65	1:500000000000000000000000	66	1:1000000000000000000000000
67	1:2000000000000000000000000	68	1:5000000000000000000000000	69	1:10000000000000000000000000	70	1:20000000000000000000000000	71	1:50000000000000000000000000	72	1:100000000000000000000000000
73	1:200000000000000000000000000	74	1:500000000000000000000000000	75	1:1000000000000000000000000000	76	1:2000000000000000000000000000	77	1:5000000000000000000000000000	78	1:10000000000000000000000000000
79	1:20000000000000000000000000000	80	1:500000000000000000000000000000	81	1:1000000000000000000000000000000	82	1:2000000000000000000000000000000	83	1:5000000000000000000000000000000	84	1:10000000000000000000000000000000
85	1:20000000000000000000000000000000	86	1:50000000000000000000000000000000	87	1:100000000000000000000000000000000	88	1:200000000000000000000000000000000	89	1:500000000000000000000000000000000	90	1:1000000000000000000000000000000000
91	1:2000000000000000000000000000000000	92	1:5000000000000000000000000000000000	93	1:10000000000000000000000000000000000	94	1:20000000000000000000000000000000000	95	1:50000000000000000000000000000000000	96	1:100000000000000000000000000000000000
97	1:200000000000000000000000000000000000	98	1:500000000000000000000000000000000000	99	1:1000000000000000000000000000000000000	100	1:2000000000000000000000000000000000000	101	1:5000000000000000000000000000000000000	102	1:10000000000000000000000000000000000000
103	1:20000000000000000000000000000000000000	104	1:50000000000000000000000000000000000000	105	1:100000000000000000000000000000000000000	106	1:200000000000000000000000000000000000000	107	1:500000000000000000000000000000000000000	108	1:1000000000000000000000000000000000000000
109	1:2000000000000000000000000000000000000000	110	1:5000000000000000000000000000000000000000	111	1:100	112	1:200	113	1:500	114	1:1000
115	1:2000	116	1:5000	117	1:100	118	1:2000	119	1:5000	120	1:100

